

〈調査報告〉

沖縄県における市町村開発行政の実態（2）

— 返還軍用地跡利用問題を中心に —

Investigation on Municipal Responses to Area Development
in Okinawa Pref. (2)

野 原 全 勝
今 村 元 義

(目 次)

はじめに

1. 沖縄市町村軍用地等地主会連合会
2. 沖縄市
3. 読谷村
4. 嘉手納町
5. 宜野湾市
6. 浦添市
7. 那覇市
8. 住民の組合組織による跡利用の事例 —— 1952年小禄村新部落建設集団移動計画

おわりに

~~~~~

はじめに

軍事基地問題は、復帰後も依然として沖縄の地域問題の最大のものの一つである。復帰後の沖縄経済の質をめぐる論議のなかで、基地経済といえるか否かが焦点のひとつとなっている（他の一つは財政依存型）が、これについては定義を明らかにして討論することが重要だと思う。ただ、本稿では、かりに沖縄

経済が基地経済ではないとしても、基地をめぐる開発問題が復帰後新たに発生してきたことを確認しておくことから出発しよう。

(1) 資源の浪費、使い捨てとしての基地

1978年12月末現在、沖縄県に所在する米軍基地面積は約2万5852ha、県土の11.5%を占め、全国に所在する米軍基地の約53%、専用施設（常時使用）の74%に達する。この事

実こそ何よりも沖縄の基地問題の重味を示す指標である。だが、そればかりではない。軍事基地は、土地以外の諸資源をも浪費しかつ使い捨てる部門である。電力の11%、上水道の8.2%が基地部門に吸収されている（いずれも1978年度）。このことから、軍事基地が、沖縄の水問題、エネルギー問題、土地問題を激化させ、長期的開発を阻害するものであることは明らかである。

さらに、米軍による労働力の使い捨ては復帰後急速に進んだ。1972年5月から1980年2月までのあいだに1万2735名が解雇された（1万9980名から7245名への急減である）。このことが、基地所在市町村に失業者を堆積させた要因の最大のものといえよう。また、基地によって使い捨てられた土地（返還軍用地も跡利用がきちんとできるかたちで返還されるのでなければ「土地の使い捨て」とよびうる）も軍用地主の生活困窮や自治体の行政需要を増大させることになった。こうして、基地問題は、たんに資源の浪費だけでなく無責任な使い捨てによっても沖縄の地域問題の大きな要因の一つとなってきている。

## (2) 「基地収入」としての基地問題

いわゆる「基地収入」が沖縄経済に与える影響は相対的に低下した。この結果、米軍人・軍属の集住地域＝軍事基地群集中地域（中部）の経済的基盤は沈下し、那覇圏への経済力の集中はいっそう増大した。地域経済の不均等発展は強まったのである。これは、動搖的な基地収入が沖縄経済に与えるマイナス効果である。この意味では、中部圏域は基地経済の矛盾の集約点あるいは基地経済の後遺症の集中地域ともいえるのである。この意味で中部圏域への公共投資（景気対策としての）

の必要性は理解できるが、短期的な対症療法以上の構造的対策が必要なことはいうまでもあるまい。本稿では触れられずに終ったが、今、県・市が一体となってすすめようとしている中城湾港開発も景気対策ではなく長期的な視点から実現性のある着実な構想として取り組む必要がある。

## (3) 基地対策経費（軍用地料含む）としての基地問題

これは、復帰後の政府による基地確保のための財政支出である。このなかには、性格の異なる経費が含まれており、その影響も一括しては論じられない。①基地周辺整備費（後述）②提供施設の整備、③補償経費等の充実、④基地従業員対策費、⑤提供施設の移設費等5種類の項目があるがそのうち③のなかの軍用地料が全体の6割を占め最大である。このなかには、いわゆる「思いやり経費」（米軍が負担すべきであるのに日本政府が支出来ているもの）といった本来認めることのできない経費もある。

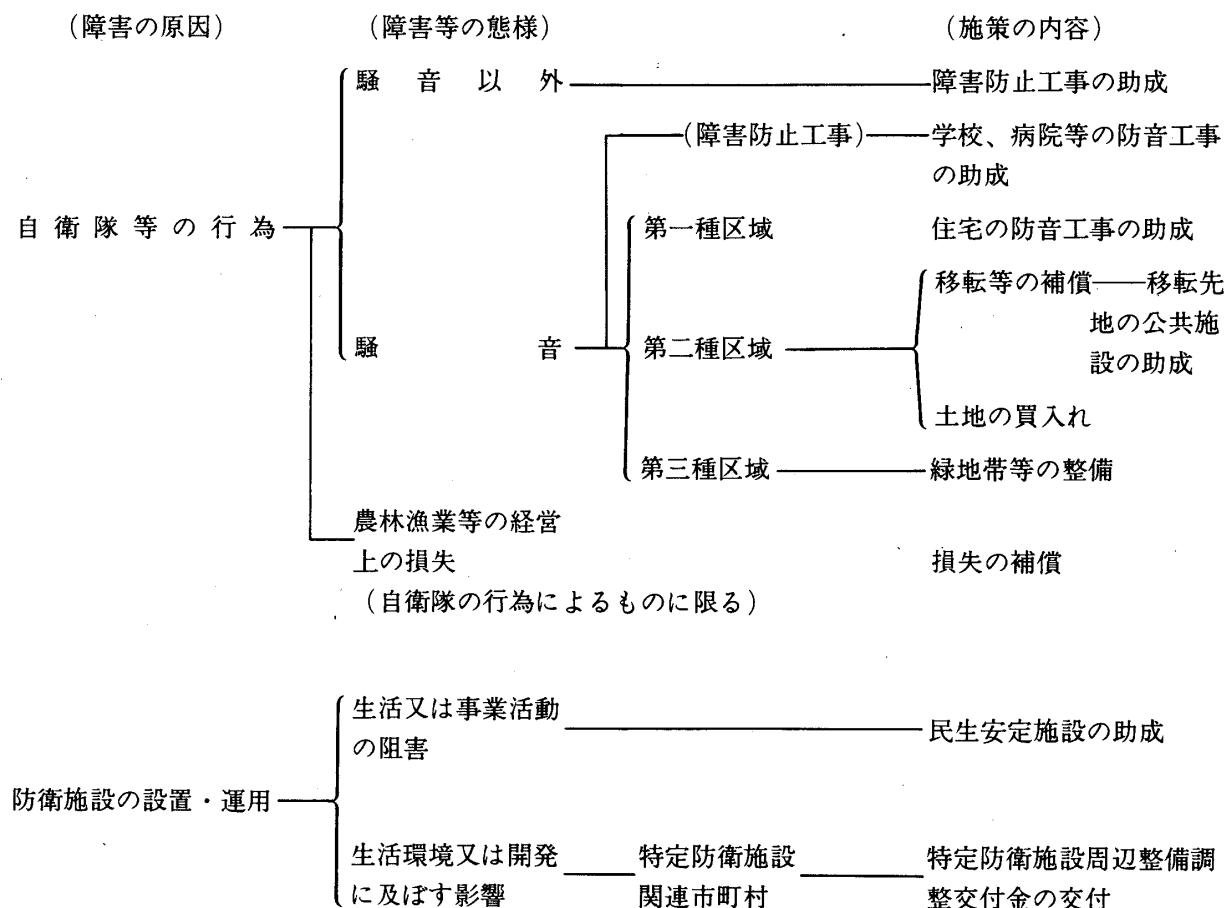
ところで、補償経費のなかでも、最大の比重を占める軍用地料については当然支払われるべきであるが、その額については経済的論理を上回る（民間地料を引っぱりあげている）という問題がある。政府は軍事基地の維持のためには、2万7000人におよぶ地主の力（協力）を無視するわけにはいかないのであろう。だが、この政治的地料決定が沖縄経済に及ぼす影響は、人間の行なう経済活動のうえでもっとも基本的な生産手段たる土地の価格をつりあげ、土地問題を激化させ、また地主の労働力を不労所得に依存させるといった点に、もっとも端的に示されている。この問題は、沖縄における地価問題の悪循環構造の基底に

あるものといえるだろう。

#### (4) 基地交付金、調整交付金

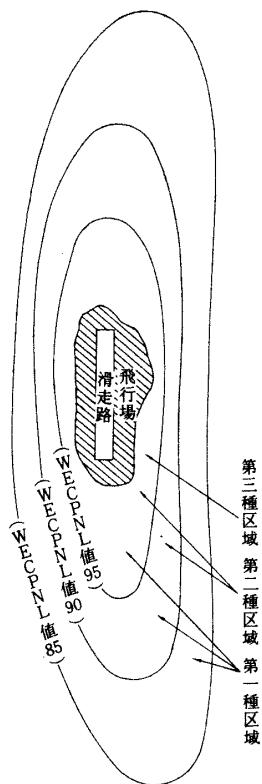
基地交付金は、国有固定資産および自衛隊の使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産に対する固定資産税分を交付するものであり、また、調整交付金は米軍資産（ドル資産）等にかかる非課税分の補填として市町村に交付されているものである（復帰後1978年度までの累計172億円）。この交付金は、基地所在市町村の一般財源（さらに基準財政収入額にも算入されない）とし

（第1図）



注、図の第一種区域～第三種区域の説明は第2図に示した。

(第2図)



『防衛施設周辺の生活環境整備法の要旨』より

～7条)、②障害の「緩和」のための事業補助(「民生安定事業」8条)とからなる。後者は、個別対応的な障害にたいする緩和策だけでは不充分であるとの認識から、特定の軍事基地周辺の市町村に交付される交付金(実質は包括補助金である)(9条)である。特定基地周辺市町村とは、沖縄では①嘉手納飛行場の沖縄、読谷、嘉手納、北谷の各市町村、②キャンプ・ハンセンの名護、恩納、宜野座、金武の各市町村、③伊江島補助飛行場の伊江村、④出砂島射爆場の渡名喜村、⑤那覇軍港の那覇市、⑥ホワイト・ビーチの勝連村、⑦嘉手納弾薬庫地区の石川、具志川、沖縄、恩納、読谷、嘉手納の各市町村、⑧普天間飛行場の宜野湾市、⑨牧港補給地区の浦添市、⑩キャンプ・瑞慶覧の北谷、北中城の各町村で、総計17市町村が含まれている。ちなみに1974年度から1977年度まで累計25億円が交付さ

れた。

注 W E C P N Lとは、Weighted Equivalent Continous Perceived Noise Level(加重等価継続感覚騒音基準)の略であり、音響の強度のほかに、頻度、継続時間、発生時間帯(夜間では3倍、10倍に評価される)等の要素も加味した騒音の評価基準(「うるささ指標」)のことである。

ところで、政府はこの法律が「基地の安定的確保」を目的としたものではないと述べているが、基地反対の住民運動や自治体への対応策であることにちがいはない。この法律が「空港周辺立地規制法」の軍事基地版だという説にしたがえば、金銭補償や事業補助だけで発生源(空港、軍事基地)対策のない、その意味では軍事基地問題の根本的な解決を目的としたものではないことは自明である。ここに、この財政資金が一面では宣撫資金としての性格を持つといわれる根拠がある。

さて、「基地周辺整備法」にもとづく財政支出はある観点(自治体の財源拡充)からすれば、基地を抱える市町村に対する「優遇措置」ともいえるかもしれない。基地のない自治体、例えばCTS基地を抱える与那城村からだされた特別トン税の基準財政収入額不算

入の要求は、この点の不公平をついたともいえるのである。しかし、この「優遇措置」は、基地所在市町村にとっても、現在の基地問題だけでなく今後予想される基地側による「土地の使い捨て」問題に直面したばあいには、地主の生活補償と土地の公共的有効利用と共に実現するための財源措置とはなりえないことも明らかなのである。それぞれの自治体の抱える地域問題は、それぞれに特殊である。そして、それらの地域問題を解決するためには、自治体の行政能力の向上も必要であろう。しかし、何よりも必要なことは、自治体職員が住民と充分密着した行政を行いうるような行財政上の大枠づくり（このばあいには自治体職員の定員増も重要となる）であった。このように考えれば、先に述べた市町村間の財政上の不公平＝格差問題の根本的理由は、復帰のさい焦眉の急といわれた「沖縄の戦後復興」の観点からの事業決定（国鉄導入等）とそのための財源を、県・市町村が独自に利用しうる一般財源のかたちで政府が保障できなかつた点にあるといえよう。政府が保障できなかつた理由は、蛇の足ではあるがはっきりしている。日本政府がアメリカ政府にたいして軍事基地提供の義務を負うことを定めた安保条約に縛りつけられ、基地の安定的確保＝基地周辺対策を第一義的な沖縄施策とせざるをえなかつたためである。「沖縄の自治体に返還軍用地の跡利用を行いうるだけの一般財源を保障したならば自治体は軍事基地の返還を早急に要求するようになるでしょう。政府はそれが怖かったのではないか」という担当職員の発言は、沖縄の行政担当者の共通の認識ではなかろうか。こうして、一般財源の拡充措置は復帰のさいには実現しなかつた。基地のない市町村にとっても戦後復興のための事業

を独自に選択する幅はせばめられ、国庫支出金にふりまわされる結果となつた。一般財源の拡充と離島苦解消をかけた企業誘致にはしらざるをえなかつた与那城村のばあいは、この矛盾の端的な表われだといえるのである。

また、政府の「基地周辺対策」に関していえば、政府は現存する基地を安定的に確保するためには一定程度以上の対策を行ってきたが、先述した基地問題の他の側面、とりわけ軍用地の転用・跡利用をいかに効果的にかつ地域問題解消の一環としてすすめるか、またそのさいの地主の生活補償をどうするかという観点からの施策はまったく欠落させているといわなくてはならない。だから、軍事基地の「安上り」維持がこの対策の基本的性格だといえるのである。

### (6) 調査の意義と目的

以上みてきたように、沖縄の基地問題は、復帰後も、複雑かつ多様な開発問題を生みだしている。これらのいくつかは、現行制度のもとでは自治体の行財政能力をこえるものである。しかし、「沖縄の戦後復興」という観点からすれば、いずれも取組まねばならない課題であることはいうまでもない。政府の「基地周辺対策」は、軍事基地外の景気刺激策を第一義とした大型公共工事の優先実施とむすびついで、地価の上昇をひきおこし、この取組みをいっそう困難にしているように思われる。このことは、自治体の行財政需要（とりわけ用地取得費）を増大させ、自治体の財源確保の要求をさらに強めることになろう。われわれは政府の政策の転倒したやり方、場当たり的な対策の結末の一端を自治体ヒヤリング活動をつうじてかいまみることができた。政府の矛盾した政策展開が明らかとなるよう

自治体側の取組みも現われてきた。復帰後8年間を経過するなかで、基地の転用・跡利用を地主、住民の利害の調整のうえで、より積極的に推進しようとする自治体の経験も蓄積されつつある。このような状況のなかで、われわれの調査報告は、軍事基地から派生する開発問題、とりわけ土地問題に焦点をしづって、基地の転用・跡利用の阻害要因を明らかにし、転用・跡利用の基本計画を実現するための制度的枠づくりの定着、創設を望んで行なわれたものである。

### 1. 沖縄市町村軍用地等地主会連合会

(1980. 4. 22)

(1) 1980年4月5日付、『琉球新報』は、防衛施設庁に米軍用地を売却したいという軍用地地主が増大していることを憂える社説を掲げた。地主というよりは地権者とでもいいうる零細な地主が生活資金、学資調達、事業資金調達のために土地を売却せざるをえないという現実が表面化してきたのである。復帰時1000m<sup>2</sup>だったものが、1979年度実績では5万3千m<sup>2</sup>に達し、累計では同じ期間に18万4千m<sup>2</sup>、金額では19億5千万円にもなるという。以下は土地連でのききとりである。

(2) 那覇防衛施設局は各年度4～5億円の枠をとってあるが、売却希望者全体に応じようとすれば、10億から100億単位の予算が必要だときいた。今後の見通しとしても、地主の生活難等を反映して軍用地の売却希望者は増える傾向にある。このままでは土地連の組織の弱体化にもつながるので、国が買上げせずに済む方法を考えたい。具体的には、軍用地主を対象にした特別融資制度（利子補給制度も

含む）の設置を昨年から防衛施設庁に要請している。その根拠として、①軍用地の担保価値は低く、ひどいところでは民間用地の10分の1にしか評価されず銀行融資が受けられないと、②軍離職者には事業資金向けの低利の融資制度があるが軍用地地主にはないこと、等があげられる。施設局では「積極買収はしない」ことを方針に今年から470万円の調査費を計上し、地主の生活実態調査を開始する。結果しだいでは、1981年度から制度実施の意向である。

- (3) どのようにして買上げは決まるのか。  
防衛地方審議会（国場幸太郎会長）の答申を受けたのち、施設局で買上げを決定する。そのさい、申請文書、裏付け文書（借用証など）が検討される他、申し込み順序、予算枠などが考慮される。買い手市場ではあるが、地域の限定はない模様だといふ。とはいへ、買上げ実績をみるとかぎり、地域差があり、嘉手納飛行場、普天間飛行場、嘉手納弾薬庫、キャンプ・ハンセンが多く、これらはいずれも半恒久的基地と目される基地のため、地主も土地をもっていても仕方がないとあきらめているのではないか。
- (4) 売却地主は零細なものが多く、億単位の「取り引き」はないが、嘉手納飛行場の例では、坪当り3万円（=地料の25倍）×2000坪=6000万円の買入れもある。（面積はさほどではないが買入れ価格は地料の資本還元額よりもかなり高く、基地周辺の地価を参考にしたものであろう）。
- このため、ブローカーが入りこむ危険性が大きく今後この傾向がエスカレート

していくのがおそろしい。土地の名儀人は地主本人にしておき、施設庁から金ができる間プローカーがたてかえ払いするというものが、利ざやは馬鹿にならない。土地ころがしの軍事基地版である。

民間企業の買いとりはないのだろうか。今のところ個人的に投機を目的にした買い取りはあるが、大手企業によるまとまと買い取りはない。とはいって、その余地がないわけではない。しかし、個人間の問題であり、土地連が介入できるわけのものでもない。実状はわからない、ということである。

(5) 地籍明確化作業は、1981年3月までには測量・復元も終了し、認証・登録手続きも完了する見通しだときいている。1小字（地数90名ぐらい）毎に作業をすすめているが、反戦地主会（平安会長）系の地主が合意せず、認証保留のところも一部ある。そのなかには新規登録土地地主もあり地料入手できずに困っている。一筆ぐらいは残しても新規登録地を認めなどの法改正も必要ではないか。

#### (6) 軍転特措法について

社会党が、国会提案予定の法案は、一昨年の県案と似ているが、政府が立法化に消極的な理由は、社会党が基地の全面返還をねらいとしたものだからだ、といった。土地連としても基地の全面返還という点では異論がある。「安保条約やむなし」という現状にあるのなら、あるていつの基地提供は当然であり、また跡利用も進まない段階で全面返還をいっても軍用地地主にはなじまない。安保維持の範囲内での基地の整理縮少を、順序づけ、計画化していくことが重要である。これ

までの返還方法は地主の立場を無視した全く一方的な部分返還だった。まとまと地域を返して欲しい。また、今後、地籍確定てしまえば管理補償費はゼロになる。解放後も、土地からの軍用地料並収益がえられるなど、地主の立場を配慮した「特措法」を期待したい。

#### (7) まとめ

今後の基地の整理・縮少は、主要基地を除けば、かなりの程度進められるものと予想されるが、地主の立場を配慮しつつ公共的利用をすすめるにはどうしたらよいか。この点が、土地連にとっても大きな課題となるようと思われる。地主個人まかせを特徴とする現行の跡利用行政のもとで軍用地が返還されても、跡利用は進まず、地料収入も得られず多くの地主の生活難は容易に予想されることだからである。そのうえに、防衛施設庁による主要軍用地の買収が進めば、地主=土地連の立場はますます弱められるであろう（嘉手納飛行場周辺の北谷町砂辺ではすでに10筆ほどの買収がすすみ、防衛施設庁による主要基地の安定確保のための施策は着々と進められている。裏をかえせば、非主要基地の使い捨ては今後も進むことが予測される）。特別融資制度の提案は、このような土地連の不安定な立場を反映したものである。この制度が、軍用地売却の歯どめになりうるかどうかは別として、問題の焦点は、多数の零細な地主の生活安定を将来にわたってどのようにしたら実現できるかであろう。このように考えるならば、土地連としても、現役の軍用地地主の利害を問題にするばかりでなく、守備範囲を広げて解放軍用

地地主の利害をも考慮せざるをえないのではないか。この意味で土地連の運動も一つの曲り角にきたといえるのである。それは、軍用地転用・跡利用をいかに実現していくかという課題に、土地連自らが取組まざるをえない事態、すなわち一方での主要基地以外の使い捨て的返還の増加と他方での多数の零細地主の生活苦とが生じてきたことの反映であろう。

## 2. 沖縄市 1980年4月24日

5月8日

旧コザ市の基地占有率は63%であったが、復帰後、美里村との合併ならびに基地の返還によって、現在約40%へと減少している。基地収入の低下から経済の地盤沈下が進行しつつある同市では、基地問題の集約点ともいえる矛盾を抱えている。そのなかで、沖縄市は現在、「国際文化観光都市」宣言のもとに2つの大きな開発課題を抱えている。第一は中城湾港開発であり、第二は返還軍用地の跡利用の促進である。ここでは、跡利用問題をとりあげる。返還軍用地の大きなものは、キャンプ・ヘーグ（全部返還64.5ha）、泡瀬通信施設（一部返還 144ha）、キャンプ・シルズ（一部返還、68.6ha）があるが、ここでは市当局と地主との間で合意をみたキャンプ・ヘーグの跡利用基本計画について報告したい。

### (1) 市の三分割方式について

キャンプ・ヘーグは南北1km、東西0.8kmの64.5haにわたる緑地帯である。当初、利用価値のない地域の部分返還から始まり、全部返還されたのは1977年5月14日のことである。市は、事前に施設局から返還の情報を入手し、1976年から3

回にわたって調査を実施し報告書を公表するとともに、基本構想を固めた。それと併行して、地主の組織化もすすめ、返還一年前から市の構想について積極的に地主会と話し合いをもった。市の基本計画の特徴は、土地利用の3分割方式と土地配分の3分割方式である。

まず、前者は、県の軍用地転用基本計画での公園指定に、地主の要求（住宅用地）をくみ入れ、さらに市独自の構想（核となる公共施設の誘致）を加味したもので、民間住宅地域（19.5ヘクタール）、公園緑地（16.5ヘクタール）、公共施設区域（福祉施設、16.7ヘクタール）とかなる。

後者は、返還された土地は市民共通の資源であること、またこの地域の軍用地料は宅地見込み地として同一単価であったことを根拠に買い取り価格についても土地の位置差に関係なく同一価格とすることを前提にして、全地主それぞれから3分の2の公共用地の提供を求めたことである。提供の方法（売却、賃貸）についてはともかくとして、全ての地主が基本的にはこの計画に同意した。

### (2) 地主会の状況と市の対応

キャンプ・ヘーグ跡地の土地所有状況は、市有地はわずかに10%弱、それに戦前の旧県道分(7,468m<sup>2</sup>)が国有地としてある。また登川在住地主分のうち、市営住宅用地（25,644.25m<sup>2</sup>）は坪あたり5～6万円で売却済みである。第2表からもあきらかなとおり、地主は周辺の登川(52.4%)と知花(14.8%)の両部落に集中している。地主会は、この2部落に1977年に結成されたが、それは第1表の旧地

主会が再編成されたものである。市は登

川の15名、知花の12名の代表と交渉を行

第1表 地主会の状況

| 区分 | 名称                            | 対象地域                   | 結成年月日    | 目的         | 会員数(人) |     |    | 活動状況    |
|----|-------------------------------|------------------------|----------|------------|--------|-----|----|---------|
|    |                               |                        |          |            | 計      | 市内  | 市外 |         |
| 返還 | ①キャンプ<br>ヘーベー解放<br>地<br>登川地主会 | 字登川地域<br>(昭和52年<br>返還) | 昭和51. 8  | 跡地利用<br>促進 | 143    | 143 | 0  | 地籍調査の協力 |
|    | ②キャンプ<br>ヘーベー解放<br>地<br>知花地主会 | 字知花地域<br>(昭和52年<br>返還) | 昭和51. 11 | 同上         | 43     | 43  | 0  | 地籍調査の協力 |

(注) 復帰前返還地は結成されていない。 県『返還軍用地の施設別概要』(昭和55年)

ってきたのである。『軍用地転用モデル実  
施計画作成業務報告書』(1977年2月12日)  
によれば、キャンプ・ヘーベーの年間軍用  
地料は、1974年度実績で1億5589万円で、  
地主1人当たり年間軍用地料受取平均額は  
64万6850円、また1m<sup>2</sup>あたりの軍用地料  
は約242円となっている。これに対して、

沖縄県の農家の生産農業所得は61万5000  
円また勤労者世帯収入は285万4000円(い  
ずれも1974年)であり、軍用地料は地主  
の生活費の大きなウエートを占めていた  
ことがわかるのである。ただ、地主間に  
おける受取地料の格差は、比較的平均し  
ており、跡利用にさいしての地主の利害

第2表 住所地別土地調書

資料 沖縄市役所

| 住所地名    | 地主数(人) | 筆数(筆) | 面積(m <sup>2</sup> ) |
|---------|--------|-------|---------------------|
| 登 川     | 151    | 533   | 373,427.47          |
| 知 花     | 46     | 105   | 105,219.07          |
| 明 道     | 6      | 34    | 41,638.93           |
| 松 本     | 1      | 8     | 6,686.26            |
| 美 里     | 2      | 12    | 11,218.00           |
| 宮 里     | 2      | 18    | 10,729.00           |
| 池 原     | 1      | 1     | 6,394.00            |
| 外 国     | 1      | 12    | 8,124.08            |
| 越 来     | 2      | 9     | 5,398.00            |
| 照 屋     | 1      | 1     | 1,026.00            |
| 安 慶 田   | 3      | 9     | 4,801.00            |
| 胡 屋     | 1      | 2     | 1,115.00            |
| 山 里     | 1      | 3     | 1,100.00            |
| 具 志 川 市 | 27     | 89    | 85,903.91           |
| 那 霸 市   | 2      | 7     | 4,586.00            |
| 日 本 政 府 | 1      | 4     | 7,468.00            |
| 沖 縄 市   | 1      | 8     | 37,396.00           |
|         | 249    | 855   | 712,230.72          |

調整は他に比して容易とされていた。問題は、高めに設定された軍用地料なみの事業収益をあげうるような事業の導入を地主が要求したばあいの市の対応姿勢にあった、といえよう。この点については、市は、担当職員の個人的な努力から返還を事前に察知し、機敏に、計画・構想をもって地主に対応したのであった。地主への説得が力をもったのはひとつには、自治体制の対応の速さと一貫した構想の提示にあったと思われる。この点に、基本計画策定までの段階における要点がある、といってよい。したがって、今後にこの教訓を生かそうというのであれば、返還方法の改善=必要な土地を計画的に返還させることが重要になるのであろう。

地主の動きを示す一つのエピソードとして。

1978年、地主会から防衛施設局にたいしてヘーグ跡地を全面的に売収し、自衛隊に賃貸するようにとの要望が出された。防衛施設局からの市への問い合わせに対して市は当然、これを受けた、という。ちなみに、戦前の農地への原状回復費についてはすでに地主に配分されていたのである。

### (3) 実施計画にむけての課題

① 跡地64haのうち、公共用地分(3分の2)の用地買収費は、m<sup>2</sup>あたり1万5000円として、63億円となる。かりに土地開発公社が購入したとしても、利子支払いに5億7000万円(1年間)が必要である。この利子負担額は、過去の沖縄市における起債の元利償還額に匹敵するほどの大きさである。

② 市の財政については、担当者は次のように述べている。調整交付金と基地

交付金あわせて7億2000万円、軍用地料は3億円である。この分約10億円は、基準財政収入額には算定されず、まるまる市の一般財源となるわけだ。このうち交付金に対しては、大蔵省筋から固定資産税と同等な扱い(交付税の減額)をすべきであるとの見解もだされたという。ちなみに市税は24億円であるが、実質上的一般財源となるのは、4分の1の5億5000万円である。市の1979年度普通建設事業費の一般財源分は8億円であり、基地からの7億円が交付税算定のさいの収入額にくみこまれ交付税の減額となれば、市の事業は実質的にストップせざるをえないという。市の財政が以上のとおりであるとすれば、一時に一括して用地を買収することなどは不可能である。

### ③ 苦肉の策。

都市公園事業費のうち用地買収費には、2分の1の国庫補助がつく。公共施設地域内の緑地分についても、緑地

第3表 都市公園事業費の国の補助の割合

|     | 本土  | 沖縄  | 基地関連事業 |
|-----|-----|-----|--------|
| 用地費 | 1/3 | 1/2 |        |
| 工事費 | 1/2 | 1/2 | 2/3    |

指定を行えば、用地面積の3分の2は国庫補助対象になるだろう。だが、このばあいでも、60億円×2/3×1/2=20億円であり、残りの40億円は自治体負担となる。したがって、用地買収費の財源対策はどうするか。われわれにはこれが最大の課題に思われた。これへの対策がなければ計画は宙に浮いてしまうであろう。

④ 土地の売却代金に代しても、施設によっては課税対象になったり、ならなかったりする。これは、地主間の新たな利害対立の原因ともなり、担当者によればこれが最大の問題だという。

⑤ また、3分割方式の特徴である住宅地域に全ての地主をはりつける案にも問題がある。市が行う区画整理事業の負担区分について、もともと住宅用途地域外の地主の負担は現行法規でどうなるか換地はどうするか等々、問題は山積しているのである。

このように、事業実施をむかえて、自治体だけでは解決できない問題が前面にでてきた。せっかくの軍用地跡地の公共的利用を、むざむざ流産させるのはいかにも惜しい。用地買収費にかかる補助率アップの問題は焦眉の急

(第4表)

| 施 設 名         | 総 面 積  | 返還面積  | 返還年月日                                                                                                   | (単位: 千m <sup>2</sup> )<br>返 還 率 |
|---------------|--------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ①ボーロー・ポイント射撃場 | 4,816  | 3,921 | 1973. 6. 30<br>1974. 8. 15<br>1974. 10. 31<br>1974. 11. 30<br>1976. 9. 30<br>1977. 4. 30<br>1977. 5. 14 | 81.4 (%)                        |
| ②トリ一通信施設      | 3,236  | 1,343 | 1973. 9. 15<br>1977. 5. 14                                                                              | 41.5 (%)                        |
| ③波平陸軍補助施設     | 60     | 60    | 1974. 10. 31                                                                                            | 100 (%)                         |
| ④読谷補助飛行場      | 3,614  | 1,944 | 1977. 5. 14<br>1977. 5. 31<br>1978. 4. 30                                                               | 53.8 (%)                        |
| ⑤嘉手納弾薬庫地区     | 12,835 | 1,265 | 1977. 5. 14<br>1977. 9. 30<br>1977. 11. 30<br>1978. 3. 31                                               | 9.9 (%)                         |
| ⑥読谷陸軍補助施設     | 122    | 122   | 1974. 10. 31                                                                                            | 100 (%)                         |
| ⑦嘉手納住宅地区      | 136    | 136   | 1977. 5. 14<br>1977. 11. 30                                                                             | 100 (%)                         |
| そ の 他         | 590    | 23    |                                                                                                         | 3.9 (%)                         |
| 合 計           | 25,409 | 8,868 |                                                                                                         | 34.9 (%)                        |

註 ●読谷村資料および『沖縄の米軍基地』(1978) 沖縄県より作成  
●返還年月日は復帰後の分

といえよう。さらに、公園事業については、県への割当て枠があるが、返還軍用地の事業については別枠にする必要があるとの指摘もあった。また、土地供給公社への利子補給制度も特別措置して欲しいとの声もあった。

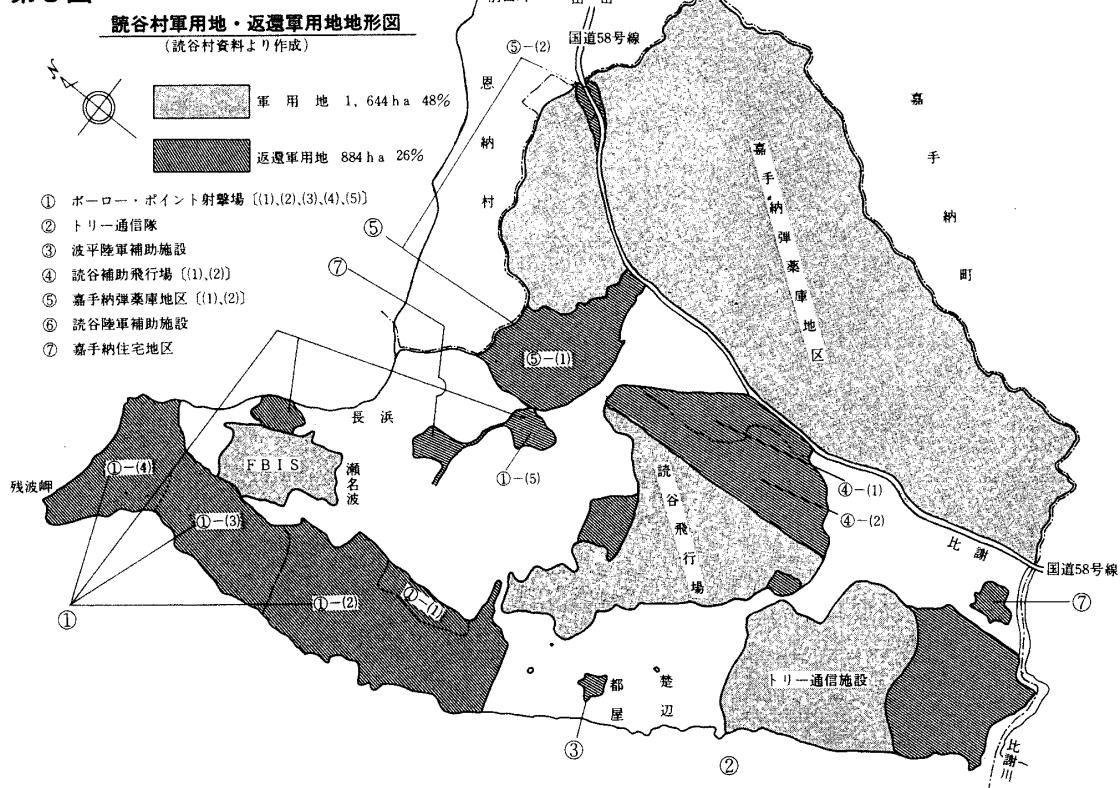
この企画は、市の担当者もいうように、沖縄市はじまって以来の大事業であるというにとどまらず、今後、沖縄の基地所在市町村全体の跡利用問題解決のモデルケースともなりうる。その意味で、実現のための制度的整備の問題を含めて大いに注目されるべきであろう。

3. 読 谷 村 1980年4月4日

5月6日

#### (1) 返還の経緯

第3図



読谷村における軍用地は、復帰時において全村面積の74%をしめていた。復帰後、沖縄における米軍の戦略上の編成換え陸軍の減少と海兵隊の戦力増強一により、読谷村の軍用地は、いわゆる不要地の部分的コマ切れ返還が急速にすすんだ。現在では、トリー・ステーションの半部とF B I S (旧V・O・A)を残し、民有地の大部分が返還されている。不要地の部分的コマ切れ返還は、他の市町村と同様、都市計画や跡地利用に多くの困難をもたらした。以下、村の対応についてきとりを中心にまとめる。

## (2) 返還軍用地の跡利用状況

### ① ポーロー・ポイント射撃場

総面積481.6 ha 中392.1 ha が返還。利用済みが 1.9 ha (ビニール・ハウス) で、実施中が 1.9 ha (養豚施設)。計画中が 203.2 ha で、土地改良事業

(1980年度)に着手している。これは地主組合事業で、総額 7 億 328 万 4000 円 (国庫 75%、県 12.5%、村 8.8%、うち地主が 3.7% の 2,637 万 3,000 円)。残りの 186.3 ha が残波岬周辺とポーロー飛行場跡である。前者については県では観光開発拠点地区に、村でも広域公園構想にしているが、具体化されてない。復帰前には、ゴルフ場誘致も計画したが、軍用地なみの地料(300円)ではペイできず、誘致に失敗した。現在では、観光旅行社のバス乗り入れが計画されている程度。後者については、一部地籍が未確定のため農振地域の指定にとどまり、事業がおくれている。ここは、表土が削り取られており改良事業は困難を伴う。

### ② トリー・通信施設

「トリー方式」と防衛庁がよんでい

るもので、農用地の改良と集落づくりを総的におこなおうというもの。

字渡具知の区民は、1950年、収容先の楚辺部落から戦前の旧部落に引き揚げてきた。が、1952年に、通信隊の拡張が開始され、比謝部落に再び強制移転させられ、借地住いをよぎなくされるという経緯をたどった。その後1973年にトリー・ステーションの半分が返還されたが、地籍不明のまま、あと地は放置された。地主のねばり強いいたたかいが、地籍法の制定に大きな力となったことはたしかである。

さて、この「トリー方式」であるが、1973年に返還された 134 h a の土地に、農用地と集落（渡具知区民 130世帯）を配置し、道路・排水、水道などの生活基盤および圃場の整備をおこなうもので、周辺整備法 8 条（民生安定事業）の適用により 90% を防衛庁予算で、残りを村で負担するというものである。すでに、1978～80年度事業として 2 億 3635 万円で工事が進められている。とはいっても、区民の半数の既成の市街地に近い部分の人は農用地化に反対し、住宅地区としての土地改良事業をおこなっている（事業費 2 億 1684 万円のうち、国庫 75%、県 12.5%、村・地主が 12.5 %）。

### ③ 波平陸軍補助施設

1974年10月31日に返還された 6 h a の土地のうち 4 h a を坪 8,000 円で村が買い上げ、都屋救護園、診療所を建設し、歯科診療所が計画されている。

### ④ 読谷陸軍補助飛行場

194 h a の返還用地のうち、16.7 h a

が跡利用実施中で、運動公園、社会福祉センター、土地改良事業（座喜味）がすすめられている。また、地当地区土地改良事業（17 h a）が計画中。

### ⑤ 嘉手納弾薬庫地区

126.5 h a の返還軍用地のうち、7.9 h a は国道58改修のため利用済み。2.1 h a が壺屋村の一部として実施中であり、30.3 h a が長浜ダムおよび壺屋村として計画中。4.1 h a が壺屋村の緑地保全部分として確保。

### ⑥ 読谷陸軍補助施設

1974年に返還された 12.2 h a の土地。本来農地であるが、一部に区画整理が先だ、との主張があり、復元補償費も出ているが配分できずに、地籍未確定のまま、認証できず放置。

### ⑦ 嘉手納住宅地区

13.6 h a 全部が1977年に返還されたが、字古堅の旧部落であり、136 名の地主による土地改良事業が計画されている。総工費 4 億 7,000 万円で、周辺整備法 9 条の適用により国庫 75%、県 12.5%、村と地主組合で 12.5% の比率で負担。

### (3) 若干の感想

読谷の場合、不要地の部分的コマ切れ返還が、とくにめだつ。このようななかでの地主会の強い要求と運動がトライ方式をうみだし、地籍法制定を促進させる力となったのではなかろうか。

最近の傾向として、村民が自分たちの土地を自分たちの力で開発しようという意欲が出てきたという。それは行政サイドの指導もさることながら、経済事情の変化と私有軍用地の大半が返還され、不労所得の

源泉が乏しくなってきた、という客観情勢の変化によるものが大であると思われる。

村が、渡具知から長浜までの13kmにおよぶ海岸線を公共用地として買い上げ、緑地化する計画を持っていることは、よろこばしい。

#### 4. 嘉手納町

1979年8月30日

1980年5月7日

嘉手納町は、土地問題、基地被害のもっとも集中している地域のひとつである。復帰後も、嘉手納町では基本的変化はない、という。理由は、基地の整理縮少のなかでの機能強化の影響をモロに被っており、町民の生活不安は、P 3 Cの移駐、ハリヤーの飛来、イランにとんだといわれるMC 130の常駐などによって、一向に減少していないからである。また、土地問題の厳しさも減少したとはいえない。戦前の13部落が、戦前の15%の土地のうえに、4部落に圧縮して押し込められている超過密状態は改善されていない。1970年12.4km<sup>2</sup>、1974年12.8km<sup>2</sup>、1978年12.6km<sup>2</sup>と恒久的な基地は復帰後、若干減少したにすぎないからである。埋立てを行おうにも「もう海にはでられるだけ出た」のである(基地占有率86%)。

また、軍用地料を除く基地収入も減少した。復帰前の基地依存型の経済から脱皮せざるをえず、西洋料理店から和食への転換も目立つてきた。町としては、商業振興のために1979年度1000万円の小口融資制度を採用し、また風俗営業についても総額500万円の融資制度をもうけて対応しているが、業者の組織化はおくれ、効果はあがっていない。

その中で、人口はわずかではあるが増加した(1970年の13,820人から1975年14,067人)。だが、就業者は減少し、1975年の完全失業率

は11.1%である。産業別所得推計(1975年)では、一次産業1億6,400万円(農業就業人口178人)、二次産業27億4,700万円(1,135人)、三次産業81億4,200万円(3,285人)に対し軍用地料は約25億円(軍用地地主会加盟者のみで1,784人)である。

##### (1) 黙認耕作地問題

農耕地70.2haのうち60.8ha(87%)

は基地内にある黙認耕作地である。そのうち、34.3haはキビで他は野菜・ミカン、イモである。町全体のキビの耕地面積は46.8haであるから、73.7%は黙認耕作地だということになる。その黙認耕作地のキビづくりを米軍が禁止した。キビの枯葉が弾薬庫の火災発生の原因になりかねないというのがその理由であった。キビ耕作の禁止令は、新部隊長の個人的判断によるもので、今後、キビどころかパスをもたないと金網の中に入れなくなるかも知れぬ、と心配した。このような「取り締り」の強化が、諮意的になされるところに、基地周辺の住民の生活不安をつのらせる一因がある。基地=専制(住民の意志から全く独立して下される指令)の一端を示す一つの事件であった。

##### (2) 跡地利用について

1976年、弾薬庫の一部(16万m<sup>2</sup>)が返還された。地主2~3名を除いて町有地である。焼却炉(7,000m<sup>2</sup>)の他、2万7,000坪の農地造成等を行い、従来の耕作者に町が貸すことになる。総事業費7億円のうち国庫3分の2(民生安定事業)、3分の1は町負担である。その他老人いこいの村の建設予定(500~600万円)。

##### (3) 埋立て問題

沖縄企業2社、本土企業1社による水

釜の埋立て地(7万3,000坪)は、一部分企業により、分譲宅地として売りだされた。町は、公共施設用地として確保するために、防衛施設局へ買いとりを要請し、その後の無償利用を計画したがうまくいかなかった。国道沿いは坪10万円もし、埋立地奥の保育所用地でも坪8万円もした。足もとをみられた。ここを用買しようすれば20億円はかかるという。地価についていえば、嘉手納ロータリー周辺では30万円(坪)を下るまい。

#### (4) 庁舎移転

今年5月の日米安保協議委員会で庁舎の移転用地の返還が9分9厘認められるという。駐車場も含めて4万7,000m<sup>2</sup>である。地主51名であるが、地価は、税務所評価では軍用地料×15倍であるが、一般取り引きでは20倍だという。行政懇談会で地主との諒解をえているが土地代金と黙認耕作者(地主には一人もいない)の補償問題がのこっている。土地の代替を求める地主には飛行場内の町有地340万坪の一部をあてたい。

#### (5) 恒久的基地を抱えこんだ町の財政は、防衛施設庁依存の財政でもある。普通建設事業はほとんど周辺整備事業にたよっている。したがって、財政力は他の市町村に比較して余裕がある。地料のみで1億6,000万円、基地交付金、調整交付金あわせて4億8,000円、基地周辺整備事業は年度によって異なるが77年度では4億4千万円である。町の歳入総額は28億5,400万円であるから、基地関係からの歳入への依存率は32.3%である。ただ、絶対的にせまい土地のなかでどんな事業を行うのか、その点に隘路がありそうである。事

業の成否は、全て土地の確保にかかっているともいえるのである。そのため各年度毎に、財政規模が大きくなったり小さくなったり、ジグザグの波をえがいている。こうして、嘉手納町企画課としては、用地の獲保をにらみつつ公共施設の建設を行う以外に腕のふるうところがないという感じすらうけるのである。

(6) 基地周辺整備事業主導型の財政について一言だけいっておきたい。この事業の目的とされる基地の安定的確保とは、裏をかえせば基地による土地の囲い込みであって、したがって基地側は、それ相応の使用料を支払い、飛行場から発生する騒音に対しては迷惑料を払わなければならぬのは当然である。自治体がその金をつかってはならない何の理由もない。基地の維持のために「金で頬げたを張る」政府のやり方が、宣撫資金として効果を發揮するのは、人々が考えることを止めてしまう場合のみであって、そのようにしてはじめて腐朽の構造が町民のなかにも定着するのではないだろうか。そのような方向ではなく、町の歴史を村の歴史にまで辿り、そこからまた朔行して、村の復興から町への発展を展望できるような郷土愛と歴史意識をもった人間を育てるような労働や事業に予算を使うことはできないのだろうか。そういう事業や部門に金が使われたとしたら、移転補償は意味を持たなくなるであろうし、基地の存続を危うくすることにもつながるであろう。「発生源への規制」を住民が求めることとなるからである。基地周辺整備資金が2重の性格をもつということは、政府にとっても両刃の剣だということを

忘れてはならないだろう。土地の絶対的不足の中で自治体の果す役割を考えると、とりわけ以上のような人間の生命の再生産に貢献する労働や施設、事業を自治体が担うことも大変困難ではあるが重視だと思う。

第5表 宜野湾市の基地面積の推移

| 市面積  | 1970年     | 1974年    | 1978年    | (km <sup>2</sup> ) |
|------|-----------|----------|----------|--------------------|
| 基地面積 | 17.92     | 18.27    | 18.60    |                    |
| 基地面積 | 7.34(100) | 6.87(95) | 6.43(88) |                    |
| 占有率  | 41.0%     | 37.6%    | 34.6%    |                    |

法としてもっとも具合の悪い事例の典型である。

1977年度の宜野湾市における普通会計の歳入総額は58億円にたいして基地関係の歳入は5億円（軍用地料を除く）である（第6表）。

第6表 基地関係からの歳入

| (単位千円、1977年度) |                |
|---------------|----------------|
| 歳入総額          | 5,817,298(100) |
| 周辺整備事業等       | 250,604(4.3%)  |
| 基地交付金         | 14,564(0.3%)   |
| 調整交付金         | 234,902(4.0%)  |

宜野湾市の米軍基地は、普天間飛行場のほか、キャンプ・マーシー、キャンプ・ブーンおよびキャンプ・ズケランの一部が主要なものであったが、キャンプ・マーシーが1976年3月、キャンプ・ブーンが1974年12月に返還された。以下、市の軍用地転用・跡利用問題についてのきき取りを中心にまとめた。

#### (1) 返還軍用地の跡利用

##### ① 普天間飛行場

同飛行場は、市面積の30%を占める広大な基地であり、しかも市の中央部

#### 5. 宜野湾市 1979年11月20日

基地面積および基地占有率（市の面積に占める基地の比率）の推移は次のとおりである。

基地機能に影響をあたえない不要地域のコマ切れ返還、部分返還が特徴である。返還方

に位置し、都市計画や交通の障害となっている。1962年6月30日の返還を皮切りに1977年9月30日まで7回にわたってコマ切れ部分返還がなされている。

第7表 返還経緯 単位千m<sup>2</sup>

|            |              |
|------------|--------------|
| 1962. -73  | 1972. 3— 109 |
| 1963. — 6  | 1972. 4— 3   |
| 1964. 1—45 | 1972. 9— 24  |
| 1964. 8—76 |              |

返還用地の跡利用問題で、とくにネックになるのがこの不要土地の部分的コマギレ返還である。結果は未利用放置か無計画な土地利用となる。一例をあげれば、上原部落の場合、18年前、飛行場用地として接收され、8ha(108筆、60名)が返還されたが建設省の補助事業の採択基準の10ha以下であることから、国庫補助を受けられずにいる。また、從来、黙認耕作地であったために原状回復費もつかず、一般管理費として地料13.2ヵ月分がついたのみで放置されている。地籍は確定済み、

畝 5.7 ha であるが将来は宅地化するだろう、とのことである。

② キャンプ・マーシー（真志喜）  
402千m<sup>2</sup>、地主数530名、606筆以上、部落有地（杣山）1割弱（代表5名）。地籍確定済み。ここも4回の部分返還をへて1976年全部返されたが、長い間地籍不明、原状回復補償および管理費補償もなされぬまま、放置されていた。跡地利用については、用途地域指定は一種住宅地域で、区画整理のための調査が今年から着手、1981年度着工の予定。工事費は28億円、（国90%、市10%）で25～30%の減歩である。市としては、中学校、警察、グランド用地を買収済みである。

③ キャンプ・ブーン

地籍確定済み、区画整理の工事も開始されている。道路・公園用地として減歩30%である。工事費は6億5,000万円（国90%、市10%）である。

(2) 真志喜中学校建設費に占める用買費  
用地費、6億円に対して建築費は校舎のみで7億3千万円（用地費の比重45.3%）屋体1億4,000万円を含めると41.2%の用地費率となる。土地条件はキャンプ・マーシー跡地の海岸べり（58号線からはもっとも遠い）であり、比較的安く購入したのであろう。用地費の内訳は以下のとおり（1978年度）。

|         |           |
|---------|-----------|
| 国庫補助金   | 1億4,079万円 |
| 起 債     | 4億4,420万円 |
| 一 般 財 源 | 2,293万円   |

6億 792万円

また、教室建設費（計画事業費）の内

訳。

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 文 部 省 | 5億8,356万円（内2億円は用地費） |
| 防衛施設庁 | 3億4,918万円           |

9億3,275万円

(3) 総じていえることは、人口急増地域である（1975年の5万4,600人から1979年には6万1,000人へ）うえに、市の中央部に市面積の30%を占める飛行場があるために、公共用地の確保が非常に困難だということである。また、返還された軍用地はやっと一部が跡利用されつつあるが、返還方法は全て部分的コマ切れ返還であって地主も自治体も住民も貴重な時間と無駄な費用と精神的被害を今なおこうむっていることは否めない。1976年、宜野湾市軍用地等地主会による地主の意向調査によれば、返還を望まぬ地主が2,474名中82.6%を占めたというが、これも跡利用行政の欠陥から生じた長期間にわたる跡地の未利用放置の現実を反映したものといえよう。

6. 浦添市 1980年4月24日

5月8日

返還基地面積は、第8表のとおりであるが、ここでもコマギレ返還が特徴である。1978年における浦添市における基地占有率は17.6%である。

基地関係の収入は第9表で示した。1977年度の普通会計の歳入総額は86億円にたいし、基地関係からの歳入は6億円である。

浦添市軍用地跡利用計画書が1980年3月に公表された。以下、この計画書とききとりをもとにまとめる。

第8表 返還軍用地の状況

昭和53年4月1日現在(単位:m<sup>2</sup>)

| 返還年月日       | 面積         |
|-------------|------------|
| 総数          | 472,449.04 |
| 昭和43年6月30日  | 201,164.48 |
| 昭和44年11月30日 | 1,248.07   |
| 昭和47年5月14日  | 1,864.47   |
| 昭和47年5月15日  | 8,221.56   |
| "           | 19,414.96  |
| "           | 11,328.98  |
| "           | 1,947.12   |
| "           | 122,650.83 |
| "           | 8,677.13   |
| "           | 1,649.59   |
| "           | 55,651.92  |
| "           | 4,510.93   |
| 昭和49年9月30日  | 17,871.00  |
| 昭和52年3月31日  | 16,248.00  |

資料：企画調整室

(1) 1980年3月現在、浦添市の軍用地・施設は、牧港補給地区、牧港補給地区補助施設、工兵隊事務所、陸軍貯油施設の4カ所である。所有形態別軍用地面積は、第10表のとおりである。このうち最大の牧港補給基地（占有率17.0%）は、'78年10月、陸軍から海兵隊施設に移管、キャンプ瑞慶覧から沖縄駐留米陸軍司令部などが移駐、機能強化されているが、物資

第9表 基地関係からの歳入

(千円、1977年度)

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 普通会計歳入  | 8,633,672(100%) |
| 周辺整備事業等 | 309,195(3.6%)   |
| 基地交付金   | 3,664(0.0)      |
| 調整交付金   | 258,213(3.0)    |

の貯蔵・管理にあてられている。跡地利用計画は、「いつ返されるかわからない」この牧港補給地区を対象としたもので、浦添市基本構想、基本計画、実施計画の指針ともなり、長期的視点からの弾力的性格をもつものとされている。当面は、83.9%の民有地=地主の同意を得ることが課題であろう。

第10表 所有形態別軍用地面積

昭和55年3月(単位m<sup>2</sup>)

| 区分         | 総数           | 国有地        | 県有地    | 市有地      | 民有地          | その他        |
|------------|--------------|------------|--------|----------|--------------|------------|
| 総数         | 3,163,078.47 | 340,412.55 | 720.30 | 4,100.10 | 2,663,630.52 | 154,215.00 |
| 牧港補給地区     | 3,088,468.82 | 340,412.55 | —      | 3,387.00 | 2,592,759.27 | 151,910.00 |
| 陸軍貯油施設     | 26,609.65    | —          | 720.30 | 713.10   | 22,871.25    | 2,305.00   |
| 牧港補給地区補助施設 | 1,000.00     | —          | —      | —        | 1,000.00     | —          |
| 工兵隊事務所     | 47,000.00    | —          | —      | —        | 47,000.00    | —          |

(注) その他には、非細分土地を含む。

(2) 計画の内容は、用途地域を明確に区分し、那覇近郊で国道58号線沿いという立地条件を生かし、商業、業務、住宅、公

園緑地の4地区を基本にしたものである。

①住居地区については、人口約2万人、公園は住居地区面積の5%、小・中学校

の建設も予定されている。②業務地区は、市域内の工場を移転、非用水・無煙型の加工業を導入、雇用問題の解決を目指すほか、卸売センター、物流センターの導入によって県内流通の拠点とする（将来は業務地区地先に阜頭建設などの埋立て計画もある）。③公園・緑地地区では、県立総合海浜公園を誘致する、などとなっている（④商業地区は略）。

ここで、この構想の現実性についていくつかの疑問点を列挙しておきたい。①地主からの要請のつよかつた業務地区の内容のうち、とくに企業の移転・誘致と流通の拠点づくりとは、他市町村の開発構想（中城湾港開発構想など）と競合している。この点の調整はどうなるか。盛りつける料理のない受け皿づくりでは、かえって地主の反発や不信、市民の落胆を増大させかねない。②埋立て計画と海浜公園計画とが併存しているがはたして共存できるであろうか。③地主の意向調査（回収率37%と低い）の信頼度はどの程度のものか。④人口急増地域である浦添市の場合、宅地2万人分という予測は、低すぎるとの担当職員の指摘もあるなど、基本的な点でのツメの作業は今後の課題であろう。とくに、構想をめぐっての他市町村との利害調整問題と地主・市民間の利害調整問題とは重要な課題である。

(3) 市の深刻な土地問題は小・中学校の用地取得の困難さにあらわれている。浦添、神森小学校の児童・生徒数は2,000名規模の超過密校である。市の教育委員会は、1980年度港川小の開校を皮切りに、神森小の分離校を宮城（700名）に、浦添小については沢砥（400名）に、小学校新設

の予定である。また、浦添小の分離校として前田小学校の新設計画もある。他方、中学校については、港川中学校（1982年建築、'83年開校）の新設計画がある。ここで、市の都市計画と小・中校建設計画との調整が充分に行なわれていたかどうか疑問な点もあるが、用地買収・造成費についてのみ問題にしたい。

一般に人口急増地域における小・中校建設用地取得費については、時価の75%の3分の1=約21%を3年にまたがって国が補助し、また、起債分については元利償還金の2分の1を地方交付税で補填することになっている。他方、校舎建築費は振興開発特別措置法にもとづき、m<sup>2</sup>当たり単価の90%が国庫補助、のこりの10%についても95%までは地方債が認められ、さらにその元利償還の6割は普通交付税交付金で還元されるので、今のところ（「特措法」期間中）は問題ない。以下は、港川小学校（1万7,655m<sup>2</sup>）の用買費である。

|          |                |
|----------|----------------|
| 土地代金     | 4億5,621万3,165円 |
| 設計料      | 430万円          |
| 造成工事     | 9,878万円        |
| 不動産鑑定料   | 61万1,000円      |
| 収入印紙代    | 6万6,000円       |
| 金利（土地公社） | 2,262万8,161円   |

5億8,259万8,326円  
用地買収費は、総事業費の55.5%を占める。これは他府県平均の40%を15.5%も上回ることになる。市は次の苦肉の策をとる。この金額には、土地代金の他、土地造成費、金利も含まれているが、市としては公社から「造成された土地」を

購入したという名目で全額国庫補助の対象としている。

つぎに、宇宮城に建設予定の神森小分離校では、およそ坪10万円で8億円の用地買収費を見込んでいる（造成費は含まない）。面積は24,000m<sup>2</sup>だが、減歩して18,000m<sup>2</sup>になる。ここは、土地区画整理事業区であるが、荒ら造成が済んだあとでは、用買費はとても8億円ではおさまらないので、小学校建設計画をはやめたのである。

今後の見通しについてきいてみた。人口の激増は、那覇市のベッド・タウンとしての浦添市の性格が変わらぬかぎり続く。しかも、比較的低年令層が定住し、学令児童をもつ世帯の急増を意味するのだから、小・中学校の需要は減少することはない。また、一クラス40人制の世論もたかいが、これが実施されたら市は財政的にお手上げだ。担当職員は「この担当になってから3年目だ。人口増加は市の活力が増したことにもなりすばらしいと思っていた。しかし、最近では、学校建設のことを考えると怖しくなる」と述べている。

自治体の用地買収費にかかる財政負担は今後も増大するであろう。義務教育である小・中校の用地買収（国庫補助があるとはいえ）についても、予算計上は1年度、1校に限らざるをえないのが実状である。とりあえず、小・中校の用地取得にかぎってみても、補助率の嵩上げ措置は必要だと思われる。また、校舎建築費についても現行の特別措置の延長は不可欠であろう。しかし、より長期的には、定住人口の配分を誘導しうるよう

抜本的な政策、例えば通勤圏の拡大を可能にするような大量輸送交通機関の建設や地域経済の不均等発展を是正する方策を市町村間の調整を行いつつ全県的（沖縄本島レベルでは早急に）レベルで考えていく必要があろう。

#### 8. 住民の組合組織による跡利用の事例－19 52年小禄村新部落建設集団移動計画

聴取 1980年3月7日  
赤嶺一男（元小禄  
村助役、那覇市  
字田原229の1）

小禄村は、那覇に接近した都市郊外的性格の村であった。戦後、75～76%が軍用地として接収された。残りの25%に旧村民や引揚者が住み、香港の五竜島のように一寸の空地でも宅地にしたほどで、衛生状態も悪く一体人が住めるかどうかも疑問なほどであった。その地域は今でもその名残りが残っている。旧小禄支所を中心とした「津真田」といわれた傾斜地一帯で、住宅が櫛の歯のように密接していた。

私は戦後引揚げて来て、字安次嶺から村会議員になった。定数10名の村会議員のうち、5名は基地に接収された安次嶺、鏡水、大嶺当間、金城の5字の代表、5名は接収されずに残った字の代表というかたちでした。

土地を接収された字の村民は、ヤドカリ的で「寄留民」と呼ばれていた。

当時は土地の境界も不明で、やがて土地所有権確認の作業もはじまって、私も2名の地主の土地にまたがった家に住んでいたくらいで、そのうちに借地人と地主との間に利害対立がおこるのではないかと懸念していた。

1952年9月6日、高良小学校での行事散会後、基地内になっている字の議員5名で議会

対策を話しあった際に、私は、常日頃考えていた私の心配を話して新開地をつくって移動するとの考えを云つてみんなの意見をきいてみた。すると他の議員も胸にあったこととみて、意見は一致してトントン拍子に話しがすすみ、頻繁に会議をもって、新開地の場所もフェンス内の軍事基地の廃棄物捨て場付近を選定した。

これにはいきさつがあって、米軍の2世の後藤という当時軍政府土地課にいた人に、新開地移動の計画を話してみた所、「フェンスをめぐらせているが、遠からず返還される」との情報をえた。それで区長もまじえた議員5名の懇談会で秘密裏に用地を買収することにして、土地買収員を決めた。土地を買収するため組合をつくることにした。

1口70坪の土地を買うことにして、そのうちの20坪は自動車の出入りできる道路をつくること（これは現在の自動車時代からすると当時としては大いに先見性があった）にして、1人何口でもよいとした。当初は買収土地は3万坪を予定したが、後には増えて4万坪にもなった。組合には成文上の定款といったものはなかったようだ。

当初の問題は資金対策であった。議員で土建業のA氏が15万円（B円）、建材業のT氏が2万円、私が3万円を出し、3人で合計20万円（B円）をたてかえ、買収員に各々1万円を内金として手渡し地主と接衝にあたらせた。

当初はきつかったが、その後は区長から字民を通して希望者を募り、希望者の買収資金の積み立てをはじめた。これは1952年10月以降10回行なったが、それは月2,000円（B円）で5回、その間に1,000円（B円）の5回をはさんで合計10回で15,000円（B円）を各自が

積み立てた。参加戸数は約500戸とされていいるが、記憶では483戸だったと思う。

買収そのものは長びき、1年以上かかった。理由は売るのをしぶる地主があり、そういうのはとばして他の土地を買えという指示をしたりした。また地主は南米にいるからとその返事を待たなければならないという理由などがあつて遅れた。金銭上のこまかいことは今農協長の上原氏がやつたので、買収交渉などの詳しいことはよくわからないが、買収資金は15,000円（B円）の500戸で約750万円（B円）ぐらいであったと思う。

当時1人あたり15,000円（B円）、10ヵ月での積み立ては住民にとってはきつかったと思う。私自身3口（70坪×3口=210坪で45,000円）を申し込もうとしたが無理であった。

しかし小禄村は自分の宅地を持つという土地についての要求の強い所であるが、それでもこの組合へ加入したものは区民全体の3分の2ほどであった。

買収価格は当初は坪80円（B円）であったがその後つりあげられ平均して坪120円～130円（B円）だったろう。

こうして土地は買ったが、次は整地であった。当時、ブルなどの重機は琉球政府とU.S.C.A.R.にしかなかった。琉球政府のものはD-8型より小型でしかも中古でありよく故障した。結局U.S.C.A.R.の後藤2世のところに頼み込んだ。彼は直接交渉にでかけてくれ、しかも新兵のブル運転訓練の名目をつけてくれたため、サージェント（軍曹）が指揮して整地をやってくれた。

土地はニービ（地元ではウヂマという）でこれを除くにはハッパもつかった。

土地は起伏も激しく、20メートルの断崖もあった。また土地は道よりも低く、そのため

このガケの上を削って均らそうということで、当時琉球政府土木課の〇氏が視察に来た時に話したら大笑いされたことがあったが、しかしこれは実現した。

その後、日本陸軍弾薬庫跡を均らすのにD-8型のブルの新品を後藤2世から「故障するまで貸す」という諒承を得て借りたこともあった。

こうして宅地は出来たが、宅地の配分は、1等地（約坪480円×70坪=33,600円（B円））から5等地（約坪240円×70坪=16,800円（B円））に評価わけした。そして、6区画にわけた。

まず6つの字で、クジ引きをして区画を決め、さらに字内でクジ引きをして順に好きな所を決めていくというやり方をした。

私は、皆から1等地2屋敷分をとるようにすすめられ、遠慮したのであるが、皆が私の功績を認めてくれた上でどうしてもとの素直なすすめであったので現在の土地をとることにした。

区画整理のやり方など全くの素人のやり方であったが、後で那覇市の都市計画課の方からほめられたこともあった。（談終り）

#### 〈コメント〉

この事例は、現在の那覇市小禄の田原一帯に、米軍用地返還にともなって、新しい部落を建設した経緯について当時その中心となつた赤嶺一男氏の談話をまとめたものである。

1952年という年代的にはかなり早い時期のものであるが、住民自身が自からの力で軍用地の跡利用を実現していった事例として、今日特に跡利用についての地域住民の主体的参加という問題を考える上で一つの参考例として紹介するものである。

1952年9月から1953年に至るわづか一年有

余の間に、住民自からが軍用地の利用計画を話しあい、土地の購入、土地買収資金の積みたて、整地、分配と返還軍用地跡地に新部落を建設したことには、その実現を成功させるいくつかの条件があったと考えられる。それは①村の3分の2以上が軍用地に接収され、残りの狭い地域に雑居させられたことにより地主と借地人が対立し、その解決が切実な課題となっていたこと。これは住民自から自己の生活を安定的に確立しようという意欲となった。②軍用地返還の情報がそうした住民に、一部であったにせよ、また秘密裏にであったにせよいちばんよく知らされたこと。③土地利用計画の策定、用地購入、資金積み立てのために住民自身による組合の結成である。これによって計画、資金等が明朗なものとなり、コンセンサス形成がきわめて容易になった。このことは分配についてクジという一見前近代的な方法による解決が出来た条件であろう。④整地作業、土地造成に米軍の労力、機材の無償提供があったこと。これは土地造成費用の負担軽減となったと思われる。⑤住民の要求をまとめ、コンセンサス形成に指導性を發揮したリーダーの存在。などであろう。

しかし、問題点として、こうした新部落建設が住民自らの負担のみで行なわれた反面その負担に耐えられない人々が参加出来なかつたことは指摘しておかなければならないことであろう。談話の中でも3分の2の参加であったと述べているからみられるように残りの3分の1は、おそらくこの経済的負担に耐えられなかつたものと推察されることである。当時15,000円（B円）で、10回の積みたてというのはかなり大きな負担であったようと思われる。

こうした住民の自己負担=住民犠牲の形態

は、今日の跡利用計画の住民のコンセンサスづくりの阻害要因となっていることを考えあわせてみると、戦後復興期の困難な歴史的、社会的条件があったにせよ、この点での配慮が充分でなかったのがうかがわれることは残念なことである。

## 8. 那覇市

1972年5月15日の沖縄返還時点での那覇の

軍用地面積は表11の通りであった。沖縄の県都として、人口30万人をこえる那覇市の28.7%を占める軍用地は、那覇市の都市計画上の最大の障害となっていたことは数字上からも明白なことである。

1972年の沖縄返還によって、返還された軍用施設は、那覇第2貯油施設（与儀ガソリンタンクヤード）と那覇憲兵隊結所の2カ所にすぎなかった。これは沖縄返還直後の8月に

第11表 地域別軍用地面積

1972年5月15日

|       | 総面積                     | 軍用地面積                 | 軍用地比率 | 地域別割合 |
|-------|-------------------------|-----------------------|-------|-------|
| 那覇本府  | 7,553,418m <sup>2</sup> | 650,955m <sup>2</sup> | 8.6%  | 6.3%  |
| 真和志支所 | 10,978,548              | 2,230,882             | 20.3  | 21.4  |
| 小禄支所  | 11,108,265              | 7,551,446             | 68.0  | 72.3  |
| 首里支所  | 6,710,000               | 11,943                | 0.2   | 0.1   |
| 合計    | 36,350,231              | 10,445,226            | 28.7  | 100.0 |

### 土地課

返還されたハーバービュウクラブ跡地を含めても市内軍用地の2.3%にすぎないものであった。

その後の那覇市内の軍用施設の返還状況は表12の通りであるが、これからもうかがえる

ように、那覇市の軍用地は、返還されたものであっても、自衛隊に引き継がれたたりで基本的に返還前と同じように都市計画上大きな問題をかかえつづけているとみてよいであろう。

以下返還された軍用地の跡利用の状況を概

第12表 那覇市内の返還軍事施設一覧

(1972年5月15日～)

|    | 返還年月日     |      | 施設名称        | 返還区分 | 面積千m <sup>2</sup>  | 跡利用      |
|----|-----------|------|-------------|------|--------------------|----------|
| 1  | 72. 8. 14 | 6063 | ハーバービュウクラブ  | 全部   | 17千m <sup>2</sup>  |          |
| 2  | 73. 1. 31 | 6267 | 那覇サイト       | 一部   | 1千m <sup>2</sup>   | 自衛隊に引き継ぎ |
| 3  | 73. 4. 3  | "    | "           | 全部   | 103千m <sup>2</sup> | 自衛隊に引き継ぎ |
| 4  | 73. 7. 30 | 6066 | 那覇空軍、海軍補助施設 | 一部   | 26千m <sup>2</sup>  | 建設省に引き継ぎ |
| 5  | 75. 6. 7  | 6089 | 那覇海軍航空施設    | 一部   | 831千m <sup>2</sup> | 運輸省に引き継ぎ |
| 6  | 75. 6. 17 | 6066 | 那覇空軍、海軍補助施設 | 一部   | 5千m <sup>2</sup>   | "        |
| 7  | 75. 6. 27 | 6089 | 那覇海軍航空施設    | 全部   | 5千m <sup>2</sup>   | "        |
| 8  | 75. 7. 31 | 6061 | 牧港住宅地区      | 一部   | 6千m <sup>2</sup>   | 環状2号線    |
| 9  | 76. 9. 30 | 6066 | 那覇空軍、海軍補助施設 | 一部   | 197千m <sup>2</sup> |          |
| 10 | 77. 4. 30 | 6061 | 牧港住宅地区      | 一部   | 229千m <sup>2</sup> |          |
| 11 | 78. 6. 30 | 6076 | 陸軍貯油施設      | 一部   | 2千m <sup>2</sup>   |          |
| 12 | 78. 7. 31 | 6066 | 那覇空軍、海軍補助施設 | 一部   | 20千m <sup>2</sup>  | 自衛隊に引き継ぎ |

(『沖縄の米軍基地』昭和54年沖縄県渉外部発行)

括してみる。

① 那覇第2貯油施設（与儀ガソリンタンクヤード）

この施設は1952年4月、那覇港湾施設（那覇軍港）から嘉手納飛行場間の航空燃料の中継及び石油オイルの貯蔵所として強制接収された施設で、人家の密集している那覇市字与儀、古波蔵に隣接してガソリンタンク13基と管理棟が設置されていたが、72年5月14日に全面返還されたものであった。地主数107人、164筆（196千m<sup>2</sup>）であった。72年3月この地域の地主会は、那覇市長を通して原状回復補償費（113,004千円）を要求したが、米軍はわずかに要求額の10%余の11,784千円を支払っただけであった。またこの返還が5月15日の前日であったため15日以降の返還地で行なわれている管理補償費や境界設定補償は一切支払われてない。

那覇市はこの跡地利用については、196千m<sup>2</sup>の中に38千m<sup>2</sup>の国有地があることに着目して、人口過密のためマンモス化した与儀小学校の分離新設用地として使用することとして、沖縄振興開発特別措置法第9条の適用による国有地の無償譲渡を申請した。そして与儀小学校PTAや関係機関、地域住民の無償譲渡運動が展開された結果、29千m<sup>2</sup>に古蔵小学校が開設され超過密校の問題が解決された。

また残りの167千m<sup>2</sup>は、那覇市広域都市計画区域内にあって、第1種住宅専用地域及び土地区画整理事業が1981年の竣工を目指して実施されている。

この与儀ガソリンタンクヤードの跡利用は、地域住民の過密校の解消の要求に基づいた住民運動の展開など、住民と自

治体が一体となって実現した成功例の一つであろう。

しかし、土地の区画整理事業が返還後8年たった現在も実施されている状況で、事業の進度が遅いため、軍用地料収入のなくなった地主は事業完了までの土地利用が出来ないなどの損害を蒙っている。それは区画整理の事業費が市の現行予算内で実施されているためであるが、こうした返還軍用地については、短期間で事業が完了出来るような特別な財政措置が当然必要であるにもかかわらず、こうしたことことがなされてないため、自治体がその責めを負わされていることになっている。

② ハーバービュークラブ跡利用

米軍人、軍属の社交場として使用されていた施設で、72年返還時点でA表にあげられ米軍が引き続き使用することになっていたが、復帰直後8月14日に突然返還された。こうした突然の返還のため跡利用についての自治体の検討も充分なされない中に、地主数29人の中17人が11月から12月にかけて民間企業に一括して売却した。現在はその跡にハーバービューホテルが建設され、残りの土地は市道に認定されているが、こうした自治体の対応を準備させない『突然返還』という返還方法は、跡利用計画の上で問題点として指摘しておいてよいであろう。

③ 那覇市軍用地跡地利用基本計画

那覇市では、牧港住宅地区の返還や、那覇空軍、海軍施設の返還に備えて本格的な跡利用計画の検討が迫られるうことになり、1976年3月9日、学識経験者4人、地主代表4人、市議会議員4人、市職員

4人計16人構成の「那覇市軍用地跡利用審議会」を発足させ、7回の小委員会(委員長赤嶺一男)の検討を経て、1978年4月6日、第7回の審議会で「那覇市軍用地跡地利用基本計画」が決定答申された。

以下、この基本計画について紹介する。

この基本計画によると、1977年5月現在の那覇市の軍事基地の使用状況は次の通りとなっている。

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 1. 牧港住宅地区      | 1,724,610m <sup>2</sup> |
| 2. 那覇港湾施設      | 897,470m <sup>2</sup>   |
| 3. 那覇空軍・海軍補助施設 | 3,191,150m <sup>2</sup> |
| 4. 陸上自衛隊那覇駐屯基地 | 265,300m <sup>2</sup>   |
| 5. 航空自衛隊那覇基地   | 997,400m <sup>2</sup>   |
| 6. 航空自衛隊那覇分屯基地 | 103,400m <sup>2</sup>   |
| 7. 陸軍貯油施設      | 26,740m <sup>2</sup>    |
| 8. 那覇サービスセンター  | 4,830m <sup>2</sup>     |
| 計              | 7,210,900m <sup>2</sup> |

これらの軍事基地について「基本計画」は「本市の軍事基地の主要部分は、本島を南北に從貫する基幹道路である58号線に牧港住宅地区、那覇港湾施設と国道58号線の延長である国道331号線沿線の米軍の那覇空軍、海軍補助施設及び自衛隊使用地からなっている。これらの基地は本市都市建設において都市づくりの核をなす地域であり、また、那覇広域都市計画区域において重要な機能を連担する地域である」との認識にたって、「こうした地域が軍事基地として使用された結果、本市においては、都市機能が混在し、無秩序な都市が形成される要因の1つとなったのである。これらの軍事基地は、市内に残された貴重な都市空間であり、その跡地利用を図ることにより均衡ある都市の発展が期待されるものである」として、

その跡地利用の基本目標として「那覇市基本構想「あけもどろの都市・なは」の目標に導かれながら「軍用地の跡利用は都市形態を整え、市民の平和の心で支えられた安らぎの町づくり」をかかげている。

こうした目標のもとに、牧港住宅地区について15カ年の年次計画が策定されているが、その内容は、その後に出て来た県庁移転問題等を含めて幾つかの変更が予想されるものとなっているが、そこにはその実現についての困難な問題を課題という形で提示している。

- ① 部分返還への対応、コマ切れ返還については整合性ある開発が出来ないことをあげて軍事基地の返還は、全面返還を図る中でも一定の計画性と一貫したスケジュールでなさるべきこととしている。これは現に、牧港地区がまだ全面返還に至っていない中で事業がすすめられている困難さを指摘しているものである。
- ② 公共用地の先行取得、牧港地区は約86%が私有地であるために、都市計画上公共用地の取得は緊急の問題であろうし、まさに跡地利用の生死に関する問題である。
- ③ 事業執行にかかる財政運営上の問題。これについては表13の通りの予算が見込まれているとのことであるが、この計算によると事業費のみで約420億を要することとなり年次計画の中間時期には、単年度でも60億から75億もの財源が必要となり、一地方自治体での負担は財政被たんを来たすことは必至となる程大きいものとなることである。

第13表

| 年<br>次 | 合<br>計                |                      |                      | 土地区画整理事業           |                      |                                               |
|--------|-----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|-----------------------------------------------|
|        | 事業費                   | 財源内訳                 |                      | 事業費                | 財源内訳                 |                                               |
|        |                       | 国庫支出金                | 地方債                  |                    | 国庫支出金                | 地方債                                           |
| 1      | 1,355,000<br>(100.0)  | 1,219,500<br>(90.0)  | —                    | 135,500<br>(10.0)  | 1,355,000            | 1,219,500<br>—<br>135,500                     |
| 2      | 2,566,173<br>(100.0)  | 1,456,930<br>(56.8)  | 769,765<br>(30.0)    | 339,478<br>(13.2)  | 1,355,000            | 1,219,500<br>—<br>135,500                     |
| 3      | 7,452,173<br>(100.0)  | 3,899,930<br>(52.3)  | 3,090,615<br>(41.5)  | 461,628<br>(6.2)   | 1,355,000            | 1,219,500<br>—<br>135,500                     |
| 4      | 7,452,173<br>(100.0)  | 3,899,930<br>(52.3)  | 3,090,615<br>(41.5)  | 461,628<br>(6.2)   | 1,355,000            | 1,219,500<br>—<br>135,500                     |
| 5      | 7,452,173<br>(100.0)  | 3,899,930<br>(52.3)  | 3,090,615<br>(41.5)  | 461,628<br>(6.2)   | 1,355,000            | 1,219,500<br>—<br>135,500                     |
| 6      | 6,097,173<br>(100.0)  | 2,680,430<br>(44.0)  | 3,090,615<br>(50.7)  | 326,128<br>(5.3)   | —                    | —<br>—<br>—                                   |
| 7      | 6,097,173<br>(100.0)  | 2,680,430<br>(44.0)  | 3,090,615<br>(50.7)  | 326,128<br>(5.3)   | —                    | —<br>—<br>—                                   |
| 8      | 1,211,173<br>(100.0)  | 237,430<br>(19.6)    | 769,765<br>(63.6)    | 203,978<br>(16.8)  | —                    | —<br>—<br>—                                   |
| 9      | 1,211,173<br>(100.0)  | 237,430<br>(19.6)    | 769,765<br>(63.6)    | 203,978<br>(16.8)  | —                    | —<br>—<br>—                                   |
| 10     | 1,211,197<br>(100.0)  | 237,443<br>(19.6)    | 769,772<br>(63.6)    | 203,982<br>(16.8)  | —                    | —<br>—<br>—                                   |
| 計      | 42,105,581<br>(100.0) | 20,449,383<br>(48.6) | 18,532,142<br>(44.0) | 3,124,056<br>(7.4) | 6,775,000<br>(100.0) | 6,097,500<br>(90.0)<br>—<br>677,500<br>(10.0) |
|        | (100.0)               |                      |                      | (16.1)             |                      |                                               |

④ 公共用地の先行取得に要する資金調達、牧港地区だけでも約 230億の用地買収費が見込まれているが、土地の取得については国庫補助がないことなど（道路、公園等を除く）自治体の財政負担はとめどもなく大きいものがある。

こうした4点の課題は、単に牧港住宅地区固有の問題ではなく、那覇市のような都市地区における軍用地跡利用のかかえる共通の問題であり、一自治体でその解決がはかられるものではないことは明らかであろう。

那覇市は、牧港住宅地区に続き、現

在、小禄地区の那覇空軍・海軍補助施設の跡利用事業の検討がすすめられているようであるが、これも又同様な課題をかかえこんでいるように思える。

#### おわりに

今回は、返還軍用地問題に焦点をしづって市町村の開発行政を検討した。そこには、返還軍用地の跡利用を困難にするいくつかの要因が構造的に存在していることを痛感した。その構造図を示せば第4図のとおりである。

まず第一に、不要土地のコマ切れ返還は、いずれの基地所在市町村にもみられ、都市計

「沖縄県における市町村開発行政の実態(2)」

(昭和53年2月4日 単位:千円)

| 公園建設事業                |                      |                      |                   | その他の公共施設事業            |                     |                     |                     |
|-----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 事業費                   | 財源内訳                 |                      |                   | 事業費                   | 財源内訳                |                     |                     |
|                       | 国庫支出金                | 地方債                  | 一般財源              |                       | 国庫支出金               | 地方債                 | 一般財源                |
| —                     | —                    | —                    | —                 | —                     | —                   | —                   | —                   |
| —                     | —                    | —                    | —                 | 1,211,173             | 237,430             | 769,765             | 203,978             |
| 4,886,000             | 2,443,000            | 2,320,850            | 122,150           | 1,211,173             | 237,430             | 769,765             | 203,978             |
| 4,886,000             | 2,443,000            | 2,320,850            | 122,150           | 1,211,173             | 237,430             | 769,765             | 203,978             |
| 4,886,000             | 2,443,000            | 2,320,850            | 122,150           | 1,211,173             | 237,430             | 769,765             | 203,978             |
| 4,886,000             | 2,443,000            | 2,320,850            | 122,150           | 1,211,173             | 237,430             | 769,765             | 203,978             |
| 4,886,000             | 2,443,000            | 2,320,850            | 122,150           | 1,211,173             | 237,430             | 769,765             | 203,978             |
| —                     | —                    | —                    | —                 | 1,211,173             | 237,430             | 769,765             | 203,978             |
| —                     | —                    | —                    | —                 | 1,211,173             | 237,430             | 769,765             | 203,978             |
| —                     | —                    | —                    | —                 | 1,211,197             | 237,443             | 769,772             | 203,982             |
| 24,430,000<br>(100.0) | 12,215,000<br>(50.0) | 11,604,250<br>(47.5) | 610,750<br>( 2.5) | 10,900,581<br>(100.0) | 2,136,883<br>(19.6) | 6,927,892<br>(63.6) | 1,835,806<br>(16.8) |
| (58.0)                |                      |                      |                   | (25.9)                |                     |                     |                     |

出所:『那覇市軍用地跡利用基本計画』より

画や産業開発および社会開発を長期にわたっておしとどめてきた。返還の時期が明確でないために、自治体が機敏に対応できなかったことも跡利用をおくらせた要因の一つといえよう。

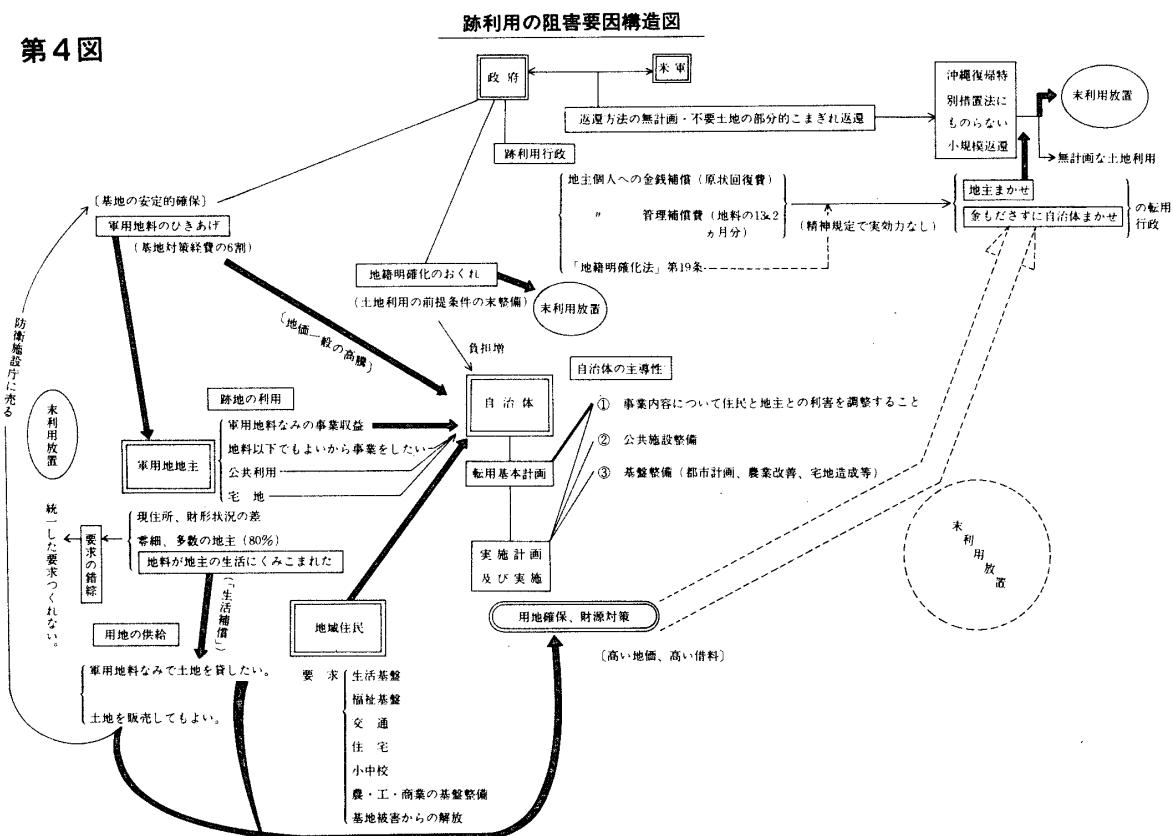
第二に、地籍が未確定なために土地を未利用のまま放置せざるをえなかったことは周知のところである。

このようなかで、沖縄市や読谷村などにみられるように、新しい町づくり、村づくりの努力がなされ、跡利用基本計画においてモデル・ケースとなる可能性を秘めた取組もしてきた。

しかしながら、人口急増地域である浦添市、宜野湾市また県都である那覇市の例にもあるように、用地取得費がかさみ、財政を圧迫する地価の高騰が大きな問題となってきている。その大きな原因の一つに、軍用地料のひきあげがあることは、多くの自治体で指摘されたことであった。

このため、先に述べた自治体の跡利用基本計画が、とくに用地取得にかかる財源不足のために、実現されずに終る危険性もある。問題を返還軍用地の跡利用にかぎってみても、現在の政府の跡利用行政は、これらの自治体の要請に応えるようなものではなく、地主個

第4図



人まかせや特別な財政的措置をとらずに自治体にまかせているのが現状である。このため、土地改良事業や土地区画整理事業については、面積が一定規模以上あれば、現行の特別措置によって少ない受益者負担で行なうが、ひとび中・大規模の公共的利用を行なおうとすれば自治体の行財政力では不可能な事態が生じてしまうのである。ききとりを行った多くの市町村がこの点を強調しているのは故なし。

また、今後の問題として、市町村レベルでの跡利用基本計画の策定と実施はそれ自体大変結構なことではあるが、市町村間の構想の競合をいかに調整していくかという問題もでてこよう。

以上の難点を調整するものとして、三村浩史氏は、「軍用地転用公社」を、理事長知事、出資の大部分を国が負うことで提案しておられる（宮本憲一編『開発と自治の展望・沖縄』

筑摩書房130～131ページ）。

その特徴は、次の点にある。

- ① 中・大規模な返還軍用地（市町村の行財政能力をこえるもの）のうち計画的開発利用の必要なものを公社管理とする。
- ② 公社は、返還時に旧軍用地地主と軍用地料並みで賃貸契約を結ぶか、希望があれば買収する（地主の生活補償）
- ③ 公社は市町村の要請を受けて、計画策定を技術的に援助し、かつ事業実施を行なう。
- ④ 公社が開発整備した用地は、賃貸もしくは譲渡されるが、旧軍用地地主には優先的な取得権を保障する。
- ⑤ 資金と利子補給については国が一定期間責任をもつ。

軍用地開発公社は、沖縄県農業開発公社の経験を継承、発展させるための構想だとされている。われわれは、跡利用行政の窓口の一

本化をはかるうえでこの公社案を支持したい。

さらに、オープン・スペースとしての軍事基地の存在という観点からすれば、全県的な立場からいかに有効に利用するかという問題も生じよう。このばあいには、地域間の経済的不均等発展や過密・過疎問題の解消の一環として国鉄導入を考える必要がある。この実現のためには、なお多くの調査が必要であろうが、県議会で全会一致、また市町村長全員の要求でもあり、県行政レベルでの努力は当然行なわれなければならない。にもかかわらず、県の開発局の4大プロジェクトのなかに含まれていないのは問題であろう。われわれは国鉄導入問題の意義については今後とも検討していきたい。

以上の検討からも明らかなように、軍用地の転用・跡利用問題は、いくつもの階層をして存在していることがわかるのである。そのそれぞれのレベルに応じて対策はたてられるべきである。公社案は、軍用地跡利用問題への根本的解決の方向をさししめしていると思われるが、それが実現しないばあいであっても次の諸点だけは指摘しておきたい。

第一に、自治体による用地買収費の財源措置を早急に実施すべきである。同時に、現行の跡利用行政のもとでは、軍用地料の引きあげは問題であり、地主の生活保障は地料とは別の方針で行なうべきである。

第二に、中・大規模な跡地利用については政府は跡利用行政の枠を一本化し、かつ事業枠そのものを拡大すべきである。

第三に、1980年代には、跡利用をめぐる自治体の要求はつよまり、そのなかで市町村毎の事業実施も行なわれるであろう。全県的な立場での有効利用を目的とする事業については早急に調査・研究に入るべきであろう。こ

の場合には軍用地の計画的返還にたいする要求も必要となることはいうまでもない。

さて、今後の調査課題として、中城湾港開発の批判的検討や大型公共事業と地価との関連、さらには、離島を抱える自治体の開発行財政の分析も必要であると考える。

最後に、本報告の作成にあたっては、御多忙のなかを自治体の職員の方々には大変お世話になった。記して謝意を表する次第である。また、本報告中、7、8、については真栄里泰山氏（那覇市史編集室）の御協力を得た。